

枚方市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(平成3年枚方市規則第36号)の全部を改正する。

- (趣旨)
- 第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)、[枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例\(平成5年枚方市条例第30号、以下「条例」という。\)](#)及び[枚方市市町村から委託を受けて非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の総覧等の手続に関する条例\(令和2年枚方市条例第57号\)](#)に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項のうち、一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関するものを定め、併せて[条例](#)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。  
(平26規則29・令3規則41・一部改正)
- (占有者の申込み等)
- 第2条 土地又は建物の占有者(占有者がいないときは、管理者。以下同じ。)(は、本市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分(ごみ等の定期的収集、運搬及び処分を除く。))を受けようとするときは、所定の方法により市長に申し込まなければならない。
- 2 占有者は、し尿の定期的収集、運搬及び処分を受けるときは、当該土地又は建物に住所及び氏名を明示しなければならない。
- 3 占有者は、し尿の定期的収集、運搬及び処分の必要がなくなったときは、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、し尿の定期的収集、運搬及び処分について[第1項](#)の規定による申込み又は[前項](#)の規定による届出がない場合において、当該占有者の意思又は事実を確認したときは、職権で当該手続を行うことがある。  
(平16規則4・一部改正)
- (保管場所の基準)
- 第3条 [条例第11条第1項](#)及び[第3項](#)に規定する保管場所の設置基準は、次に定めるところによる。
- (1) 事業用建築物の種類、規模等に応じて、適切に保管できる規模を有すること。
- (2) 事業用建築物の種類、規模等に応じて、排出及び収集が安全かつ容易に行うことができる構造を有すること。
- (3) 利便性のある場所にあること。  
(平16規則54・一部改正)
- (多量の一般廃棄物)
- 第4条 [条例第16条](#)の多量の一般廃棄物は、1日平均10キログラム以上又は一時に100キログラム以上のものとする。  
(平16規則4・一部改正)
- (多量の一般廃棄物を生ずる占有者に対する指示)
- 第4条の2 市長は、[条例第16条](#)の規定により、多量の一般廃棄物を生じる占有者のうち事業活動に伴って1月平均2.5トン以上の一般廃棄物を排出する占有者に対して、次に掲げる事項を指示するものとする。
- (1) 一般廃棄物管理責任者の選任及び届出(変更によるものを含む。)
- (2) 一般廃棄物の減量に関する計画の作成及び提出
- 2 [前項第1号](#)の届出は、一般廃棄物管理責任者選任・変更届([様式第1号](#))により行うものとする。
- 3 [第1項第2号](#)の届出は、事業系一般廃棄物減量等計画書([様式第2号](#))により行うものとする。  
(平16規則4・追加、平21規則44・平26規則29・一部改正)
- (一般廃棄物処理手数料の徴収時期等)
- 第5条 [条例第23条](#)の手数料の徴収時期は、[次の表](#)に定めるところによる。ただし、市長は、特に別の徴収時期によることが適当と認めるときは、[同表](#)に定める徴収時期を変更することがある。

種類	区分	徴収時期	
し尿及び汚泥	普通手数料	3月ごと	
	大口手数料	2月ごと	
	臨時手数料	処分した日の属する月の翌月(当該日の属する月が2月、4月、6月、8月、10月又は12月である場合にあっては翌々月)ごと	
	浄化槽汚泥等処理手数料	処分した日の属する月の翌月ごと	
動物の死体	動物処理手数料	その都度	
ごみ等	大型ごみ処理手数料	その都度	
	臨時ごみ処理手数料	その都度	
	持込みごみ処理手数料	家庭生活に伴って生じた粗ごみ又は大型ごみで、自らが持ち込んだもの	その都度
		許可を受けた者が持ち込んだごみ等	処分した日の属する月の翌月ごと

- 2 普通手数料の徴収は、し尿の収集、運搬及び処分の申込みのあった日の属する月の翌月から開始し、当該収集、運搬及び処分を中止した日の属する月をもって終わる。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 複数の便槽を所有し、又は管理している世帯にあっては、1便槽ごとに世帯の認定を行うものとする。  
(平11規則2・平14規則18・平16規則4・平21規則6・平24規則3・一部改正)
- (規則で定める大型ごみ等)

- 第5条の2 ごみ等のうち、[条例別表第1](#)備考7の規定により大型ごみとして規則で定めるものは、[別表](#)の中欄に掲げるものとする。
- 2 [条例別表第1](#)の規定により大型ごみの品目ごとに規則で定める手数料の額は、[別表](#)の中欄に掲げる区分に応じ、[同表](#)の右欄に定める額とする。  
(平14規則18・追加、平16規則4・平25規則5・平26規則29・一部改正)
- (一般廃棄物処理手数料の減免)
- 第6条 [次の各号](#)のいずれかに該当するものに係る当該年度分の手数料については、[条例第23条第3項](#)の規定により、[当該各号](#)に掲げる額を減額し、又は免除する。
- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯 全額
- (2) 市町村民税非課税世帯 し尿の収集、運搬及び処分に係る手数料の全額
- (3) 市町村民税均等割のみが課税されている世帯 し尿の収集、運搬及び処分に係る手数料の5割に相当する額
- (4) 市の管理する施設(企業会計で運営される施設を除く。) 全額
- (5) 暴風、豪雨等の自然災害又は火災により被害が生じた世帯 当該被害に伴う臨時の収集、運搬及び処分に係る手数料の全額
- (6) 公共下水道の利用に伴う既存の建築物に係る改造を行う世帯 当該改造に伴う臨時のし尿の収集、運搬及び処分に係る手数料の全額
- (7) [前各号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの 市長が適当と認める額
- 2 [前項第2号](#)又は[第3号](#)に規定する理由により減免を受けることができる者は、本市に住所を有する者でなければならない。
- 3 手数料の減免を受けようとする者は、所定の申請書に市長が指定する書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、[前項](#)の規定による申請書の提出があったときは、その適否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。
- 5 [第1項第4号](#)から[第6号](#)までに規定する理由による減免は、[前2項](#)の規定による手続を経ずに行うことがある。
- 6 手数料の減免の決定を受けた者は、減免の理由が消滅したとき又は減免の理由に変更があったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
- 7 市長は、手数料の減免の決定を受けた者が、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すことがある。
- (1) [第1項第1号](#)から[第3号](#)までに掲げる減免事由に該当しなくなったときその他減免を受けることが不適当と認めるとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により減免の決定を受けたとき。  
(平14規則18・平16規則4・一部改正)

- (一般廃棄物処理業等の許可の申請)
- 第7条 法第7条第1項又は第6項の許可を受けようとする者は一般廃棄物/収集・運搬/処分/業許可申請書([様式第3号](#))、浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の許可を受けようとする者は浄化槽清掃業許可申請書([様式第4号](#))を市長に提出しなければならない。
- 2 [前項](#)の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 印鑑証明書
- (2) 住民票の写し(申請者が法人の場合は、代表者に係るもの)
- (3) 納税証明書
- (4) 誓約書
- (5) 申請者が法人の場合は、その法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (6) [前各号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(平16規則4・平16規則54・平24規則45・平26規則29・一部改正)
- (一般廃棄物処理業等の許可証)

- 第8条 市長は、法第7条第1項若しくは第6項の許可又は浄化槽法第35条第1項の許可をした者(以下「許可業者」という。)に対し、許可証([様式第5号](#))を交付する。
- 2 浄化槽法第35条第1項の許可の有効期間は、2年とする。
- 3 許可業者は、[第1項](#)の許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。  
(平10規則10・平16規則4・平16規則54・平26規則29・一部改正)
- (一般廃棄物処理業の許可の更新)

- 第9条 法第7条第2項又は第7項の許可の更新を受けようとする者は、許可期間の満了日1月前までに、一般廃棄物/収集・運搬/処分/業許可申請書を市長に提出しなければならない。
- 2 [前項](#)の申請書には、[第7条第2項各号](#)に掲げる書類を添付しなければならない。  
(平16規則54・平26規則29・一部改正)

- (一般廃棄物処理業等の変更の許可の申請、届出等)
- 第10条 法第7条の2第1項の変更の許可を受けようとする者は、あらかじめ、許可申請事項変更許可申請書([様式第6号](#))を提出しなければならない。
- 2 [前項](#)の申請書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。
- 3 法第7条の2第3項又は浄化槽法第37条の規定による届出は、許可申請事項変更届出書([様式第7号](#))を提出してしなければならない。
- 4 [前項](#)の届出書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。
- 5 市長は、[第3項](#)の届出であって[第8条第1項](#)の許可証の記載事項の変更に係るものがあつたときは、その書換えを行うものとする。  
(平16規則4・平26規則29・平27規則47・一部改正)

- (一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請)
- 第11条 法第8条第2項の申請書は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書([様式第8号](#))とする。
- 2 省令第5条の3第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書([様式第9号](#))とする。  
(平26規則29・追加)
- (一般廃棄物処理施設の設置の許可証)

- 第12条 市長は、法第8条第1項又は第9条第1項の許可をした者に対し、許可証([様式第10号](#))を交付する。
- 2 [第8条第3項](#)の規定は、[前条](#)の規定により許可証の交付をした者について準用する。  
(平26規則29・追加)
- (一般廃棄物処理施設の検査)

- 第13条 省令第4条の4第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書([様式第11号](#))とする。
- 2 省令第4条の4の2の申請書は、一般廃棄物処理施設定期検査申請書([様式第12号](#))とする。  
(平26規則29・追加)

- (特定一般廃棄物最終処分場の報告)
- 第14条 省令第4条の17の報告書は、特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書([様式第13号](#))とする。  
(平26規則29・追加)

- (一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出)
- 第15条 省令第5条の4の2第1項及び第5条の9の2第1項(省令第5条の10の12において読み替えて準用する場合を含む。)の届出書は、一般廃棄物処理施設の軽微な変更等届出書([様式第14号](#))とする。  
(平26規則29・追加、令3規則41・一部改正)
- (一般廃棄物の最終処分場の埋立処分の終了の届出)

- 第16条 省令第5条の5第1項及び第5条の10第1項の届出書は、一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書([様式第15号](#))とする。  
(平26規則29・追加)
- (一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)

- 第17条 省令第5条の5の2第1項(省令第5条の5の4において準用する場合を含む。)、第5条の5の2の2第1項、第5条の10の2第1項及び第5条の10の2の2第1項の申請書は、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書([様式第16号](#))とする。  
(平26規則29・追加、平29規則74・一部改正)

(法第9条第6項及び第7項の規定による欠格要件の届出)

- 第18条 省令第5条の5の3及び第5条の5の3の2第2項の届出書は、欠格要件該当届出書([様式第17号](#))とする。  
(平26規則29・追加、令2規則66・一部改正)

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定)

- 第19条 省令第5条の5の5第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定申請書([様式第18号](#))とする。
- 2 法第9条の2の4第2項の規定による更新を受けようとする者は、[前項](#)の申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、法第9条の2の4第1項の認定又は同条第2項の規定による更新をしたときは、一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定証([様式第19号](#))を交付する。
- 4 省令第5条の5の10第1項の届出書は、一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設休廃止等届出書([様式第20号](#))とする。
- 5 省令第5条の5の11第1項の報告書は、一般廃棄物処理施設に係る熱回収報告書([様式第21号](#))とする。  
(平26規則29・追加)

(一般廃棄物処理施設の設置等の届出)

- 第20条 法第9条の3第1項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設設置届出書([様式第22号](#))を市長に提出して行わなければならない。
- 2 法第9条の3の3第1項の規定による届出は、非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置届出書([様式第22号の2](#))を市長に提出して行わなければならない。
- 3 法第9条の3第8項(法第9条の3の3第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による届出は、一般廃棄物処理施設変更届出書([様式第23号](#))を市長に提出して行わなければならない。  
(平26規則29・追加、令3規則41・一部改正)

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請)

- 第21条 省令第5条の11第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書([様式第24号](#))とする。  
(平26規則29・追加)

(一般廃棄物処理施設の設置法人の合併又は分割の認可申請)

- 第22条 省令第5条の12第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設の設置法人の合併・分割認可申請書([様式第25号](#))とする。

(平26規則29・追加)  
(一般廃棄物処理施設の相続の届出)  
第23条 省令第6条第1項の届出書は、一般廃棄物処理施設相続届出書(様式第26号)とする。

(平26規則29・追加)  
(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例)

第24条 省令第12条の7の17第2項の届出書は、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例に係る届出書(様式第27号)とする。  
2 省令第12条の7の17第5項の規定による届出は、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例に係る変更等届出書(様式第28号)を市長に提出して行わなければならない。

(平26規則29・追加)  
(一般廃棄物処理業等の許可証等の再交付)  
第25条 許可業者、法第8条第1項又は第9条第1項の許可をした者及び法第9条の2の4第1項の認定をした者は、第8条第1項若しくは第12条第1項の規定により交付を受けた許可証又第19条第3項の規定により交付を受けた熱回収施設設置者認定証(以下「許可証等」という。)を亡失し、又は汚損したときは、速やかに市長に届け出て、許可証等の再交付を受けなければならない。この場合において、当該再交付が許可証等を汚損したことによるときは、届出の際に、汚損した許可証等を添付しなければならない。

2 亡失により前項の規定による再交付を受けた者は、亡失した許可証等が発見されたときは、当該発見された許可証等を、直ちに返納しなければならない。

(平26規則29・旧第11条繰下・一部改正)  
(一般廃棄物処理業等の許可の取消し等)  
第26条 市長は、法第7条の3、法第7条の4第1項及び浄化槽法第41条第2項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可業者の許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがある。

- 許可業者が条例若しくはこの規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- 許可業者が許可の条件に違反したとき。
- 許可業者が偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- 許可業者が正当な理由なしに長期の休業をしたとき。
- 処理計画の変更等により、許可を取り消す必要が生じたとき。
- 前各号に定めるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(平16規則54・一部改正、平26規則29・旧第12条繰下・一部改正)  
(一般廃棄物処理業等の許可証等の返還)

第27条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに当該交付を受けた許可証を市長に返還しなければならない。

- 許可の有効期間が満了したとき。
  - 許可の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止の処分を受けたとき。
  - 廃業又は休業をしたとき。
- 2 法第8条第1項又は第9条第1項の許可をした者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに当該交付を受けた許可証を市長に返還しなければならない。
- 法第9条第3項の規定により廃止の届出をしたとき。
  - 許可の取消しの処分を受けたとき。
- 3 法第9条の2の4第1項の認定をした者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに当該交付を受けた認定証を市長に返還しなければならない。
- 認定がその効力を失ったとき。
  - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により廃止の届出をしたとき。
  - 認定の取消しの処分を受けたとき。
  - 前項各号のいずれかに該当したとき。

(平26規則29・旧第13条繰下・一部改正)

(書類等の様式)

第28条 次の各号に掲げる書類等の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 省令第3条第5項第6号、第5条の3第3項第6号、第5条の11第2項第2号、第5条の12第2項第3号及び第6条第2項第3号に掲げる書類 様式第29号
- 省令第3条第5項第8号、第5条の11第2項第4号及び第6条第2項第4号に掲げる資産に関する調査書 様式第30号
- 省令第3条第5項第11号、第5条の3第3項第7号(省令第3条第5項第11号に係る部分に限る。)、第5条の11第2項第7号並びに第5条の12第2項第2号ハ及び第3号ハ並びに第6条第2項第5号に掲げる書類 様式第31号

(平26規則29・追加)

(廃棄物減量等推進員)

第29条 市に、法第5条の8に規定する廃棄物減量等推進員を置く。

2 廃棄物減量等推進員の設置に関し必要な事項は、別に定める。

(平16規則54・一部改正、平26規則29・旧第14条繰下)

(環境事業指導員及び廃棄物減量等相談員)

第30条 条例第26条第1項の規定による立入検査並びに事業者に対する一般廃棄物の減量、適正処理の推進及びその啓発に関する事務の処理を行わせるため、環境事業指導員を置く。

2 市民に対する一般廃棄物の減量及び適正処理に関する啓発並びに廃棄物減量等推進員との連絡調整を行わせるため、廃棄物減量等相談員を置く。

3 環境事業指導員及び廃棄物減量等相談員は、職員のうちから市長が任命する。

(平10規則23・全改、平10規則31・平17規則18・一部改正、平26規則29・旧第15条繰下・一部改正)

(立入検査に係る身分を証明する書類)

第31条 条例第26条第2項の身分を証明する書類は、身分証明書(様式第32号)とする。

(平16規則4・一部改正、平26規則29・旧第16条繰下・一部改正)

(補則)

第32条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平26規則29・旧第17条繰下)

附 則

- この規則は、平成6年10月1日から施行する。
- この規則の施行前に改正前の枚方市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(以下「旧規則」という。)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、改正後の枚方市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する規則(以下「新規則」という。)の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 旧規則第7条第1項の規定により交付された許可証は、当該許可証の有効期間が満了する日までの間は、新規則第8条第1項の規定により交付された許可証とみなす。

(平16規則4・旧第4項繰上)

附 則〔平成10年3月25日規則第10号〕

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則〔平成10年4月1日規則第23号〕

この規則は、公布の日から施行する。

附 則〔平成10年4月22日規則第31号〕

この規則は、平成10年4月23日から施行する。

附 則〔平成11年3月16日規則第2号〕

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則〔平成14年3月31日規則第18号〕

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

2 改正後の第6条の規定は、この規則の施行の日以後に申込みがあった一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料の減免について適用し、同日前に申込みがあった一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料の減免については、なお従前の例による。

附 則〔平成16年3月26日規則第4号〕

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に申込みがあった大型ごみの収集、運搬及び処分について適用し、同日前に申込みがあった大型ごみの収集、運搬及び処分については、なお従前の例による。

3 改正前の枚方市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する規則の様式(様式第1号を除く。)については、当分の間、なお従前の例により使用することができる。

附 則〔平成16年10月18日規則第54号〕

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正前の枚方市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する規則の様式により作成した用紙については、当分の間、所要の調整をした上、改正後の枚方市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則〔平成17年3月30日規則第18号〕

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に申込みがあった大型ごみの収集、運搬及び処分について適用し、同日前に申込みがあった大型ごみの収集、運搬及び処分については、なお従前の例による。

附 則〔平成18年3月1日規則第3号〕

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に申込みがあった大型ごみの収集、運搬及び処分について適用し、同日前に申込みがあった大型ごみの収集、運搬及び処分については、なお従前の例による。

附 則〔平成21年2月13日規則第6号〕

1 この規則は、平成21年3月1日から施行する。

2 改正後の第5条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に申込みがあったし尿の臨時的収集、運搬及び処分に係る手数料の徴収について適用し、同日前に申込みがあったし尿の臨時的収集、運搬及び処分に係る手数料の徴収については、なお従前の例による。

附 則〔平成21年3月26日規則第11号〕

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に申込みがあった大型ごみの収集、運搬及び処分について適用し、同日前に申込みがあった大型ごみの収集、運搬及び処分については、なお従前の例による。

附 則〔平成21年9月1日規則第44号〕

この規則は、公布の日から施行する。

附 則〔平成24年1月31日規則第3号〕

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則〔平成24年7月6日規則第45号抄〕

(施行期日)

1 この規則は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)の施行の日〔平成24年7月9日〕から施行する。

(経過措置)

3 第6条、第8条又は第11条の規定による改正後のそれぞれの規則の規定は、施行日以後の申請に係る貸付け、許可又は指定について適用し、同日前の申請に係る貸付け、許可又は指定については、なお従前の例による。

附 則〔平成25年2月14日規則第5号〕

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正前の枚方市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の枚方市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則〔平成26年3月31日規則第29号〕

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の枚方市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

(東日本大震災の被災者に係る手数料等の免除に関する特別措置規則の一部改正)

3 東日本大震災の被災者に係る手数料等の免除に関する特別措置規則(平成23年枚方市規則第22号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成27年6月25日規則第47号〕

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正前の枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則〔平成29年9月29日規則第74号〕

1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正前の枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する規則及び第2条の規定による改正前の枚方市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、第1条の規定による改正後の枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する規則及び第2条の規定による改正後の枚方市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則〔令和2年7月29日規則第66号〕

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正前の枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する規則、第3条の規定による改正前の枚方市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する規則及び第4条の規定による改正前の枚方市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、第1条の規定による改正後の枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する規則、第3条の規定による改正後の枚方市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する規則及び第4条の規定による改正後の枚方市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則〔令和2年12月28日規則第85号〕

1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

2 この規則による改正前のそれぞれの規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規則による改正後のそれぞれの規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則〔令和3年3月31日規則第20号〕

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前のそれぞれの規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規則による改正後のそれぞれの規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則〔令和3年5月27日規則第41号〕

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正前の様式第8号、様式第14号、様式第22号及び様式第23号の規定により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の様式第8号、様式第14号、様式第22号及び様式第23号の規定により作成した用紙として使用することができる。

別表(第5条の2関係)

(平14規則18・追加、平16規則4・平17規則18・平18規則3・平21規則11・平25規則5・一部改正)

種別	区分	金額(円)
電気製品等	食器洗い乾燥機	600
	ミシン	300
	卓上型	300
	上記以外のもの	600

	電子レンジ(オープンレンジを含み、ビルトイン型のものを除く。)		600
	冷風機及び冷風扇		600
	コピー機(業務用のもの及び電話機能が付加されているものを除く。)		600
	照明器具	幅、奥行又は高さのうち、いずれか2つの辺が1メートル以上のもの	600
		幅、奥行又は高さのうち、いずれかが1メートル以上のもの	300
	その他のもの	幅、奥行又は高さのうち、いずれか2つの辺が1メートル以上のもの	600
		幅、奥行又は高さのうち、いずれかが1メートル以上のもの	300
家具・寝具等	椅子、ソファ、机、テーブル、家具調こたつ、たんす、ロッカー、本箱、おもちゃ箱、食器棚、収納棚、ハンガーラック、レンジ台、サイドボード、鏡台及びげた箱	幅、奥行又は高さのうち、いずれか2つの辺が1メートル以上のもの	600
		幅、奥行又は高さのうち、いずれかが1メートル以上のもの	300
	じゅうたんその他の敷物類(幅又は奥行のいずれかが1メートル以上のものに限る。)		300
	スプリングマットレス		1,800
	ベッド(解体したもので、かつ、解体部品の幅、奥行及び高さのいずれかが1メートル以上のものに限る。)		300
	その他のもの	幅、奥行又は高さのうち、いずれか2つの辺が1メートル以上のもの	600
		幅、奥行又は高さのうち、いずれかが1メートル以上のもの	300
台所用品等	ガス台、調理台及び流し台	ビルトイン型のもののうち、電子レンジ、オープンレンジ、食器洗い乾燥機等を組み込んだもの	900
		上記以外のもの	600
	その他のもの	幅、奥行又は高さのうち、いずれか2つの辺が1メートル以上のもの	600
		幅、奥行又は高さのうち、いずれかが1メートル以上のもの	300
趣味用品等	ペット小屋及び水槽	幅、奥行又は高さのうち、いずれか2つの辺が1メートル以上のもの	600
		幅、奥行又は高さのうち、いずれかが1メートル以上のもの	300
	ぶら下がり健康器	幅、奥行又は高さのうち、いずれか2つの辺が1メートル以上のもの	600
		幅、奥行又は高さのうち、いずれかが1メートル以上のもの	300
	電子ピアノ及び電子オルガン		1,800
	シンセサイザー及び電子キーボード(幅が1メートル以上のものに限る。)		300
	サーフボード及びスノーボード		300
	スキー板(一式のものに限る。)		300
	サイクリングマシン		600
	ランニングマシン		600
	マッサージ機(椅子式又はベッド式のものに限る。)		1,200
	ゲーム機(テーブル型のものに限る。)		1,800
	マーチャン台(電動式のものに限る。)		1,800
	パチンコ台		900
	スロットマシン		900
	編み機		300
	その他のもの	幅、奥行又は高さのうち、いずれか2つの辺が1メートル以上のもの	600
		幅、奥行又は高さのうち、いずれかが1メートル以上のもの	300
その他	物置(組立式のもの(家庭用に限る。))を解体したもので、かつ、解体部品の幅、奥行又は高さのうち、最も長い辺が1メートル以上2メートル未満のものに限る。)		900
	温室(解体したもので、かつ、解体部品の幅、奥行又は高さのうち、最も長い辺が1メートル以上2メートル未満のものに限る。)		900
	洗面台		600
	物干し台(高さが1メートル以上のものに限る。)		300
	ふとん干し台	幅、奥行又は高さのうち、いずれか2つの辺が1メートル以上のもの	600
		幅、奥行又は高さのうち、いずれかが1メートル以上のもの	300
	ベンチ	幅、奥行又は高さのうち、いずれか2つの辺が1メートル以上のもの	600
		幅、奥行又は高さのうち、いずれかが1メートル以上のもの	300
	芝刈り機及び草刈り機	幅、奥行又は高さのうち、いずれか2つの辺が1メートル以上のもの	600
		幅、奥行又は高さのうち、いずれかが1メートル以上のもの	300
	障子、ふすま、ドア(鉄製のものを除く。)、網戸等これらに類する建具	幅、奥行又は高さのうち、いずれか2つの辺が1メートル以上のもの	600
		幅、奥行又は高さのうち、いずれかが1メートル以上のもの	300
	物干し竿及びポール(1辺の長さが1メートル以上のものに限る。)		300
	アコーディオンカーテン(幅、奥行又は高さのうち、いずれかが1メートル以上のもの)		300
	乳母車、自転車及び車椅子		300
	手押し輪車		300
	脚立及びはしご(長さ1メートル以上2メートル未満のものに限る。)		300
	よしず(1辺の長さが1メートル以上のものに限る。)		300
	焼却炉(家庭用の簡易な構造のものに限る。)		300
	畳(1辺の長さが1メートル以上のものに限る。)		300
	門扉(鉄製及び鋳物製のものを除く。)	幅、奥行又は高さのうち、いずれか2つの辺が1メートル以上のもの	600
		幅、奥行又は高さのうち、いずれかが1メートル以上のもの	300
	フェンス(鉄製及び鋳物製のものを除く。)	幅、奥行又は高さのうち、いずれか2つの辺が1メートル以上のもの	600
		幅、奥行又は高さのうち、いずれかが1メートル以上のもの	300
	トタン板及び波板(幅又は高さのうち、いずれかが1メートル以上のものに限る。)		300
	その他のもの	幅、奥行又は高さのうち、いずれか2つの辺が1メートル以上のもの	600
		幅、奥行又は高さのうち、いずれかが1メートル以上のもの	300

## 備考

- 複数の部分の組合せにより、1式を構成する家具類等は、1式をもって1点とする。
- 次の各号に掲げる大型ごみの点数の算定については、当該各号に定めるところによる。
  - 物干し台 2本までごとに1点
  - 物干し竿及びポール 3本までごとに1点
  - トタン板及び波板 5枚までごとに1点

様式第1号(第4条の2関係)

(平16規則4・全改、平25規則5・平26規則29・一部改正)

様式第1号(第4条の2関係)

一般廃棄物管理責任者選任・変更届

年 月 日

(宛先)

枚方市長

届出者 住 所  
(所在地)  
氏 名  
(名称及び代表者氏名)  
電話番号

一般廃棄物管理責任者を選任(変更)したので、枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する規則第4条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業所の名称		
事業所の所在地		
一 般 廃 棄 物 管 理 責 任 者	所属事業所名	1 事業所の名称と同じ
		2 その他( )
	役 職 名	
	ふ り が な	
	氏 名	
	住 所	1 事業所の所在地と同じ
		2 その他( )
電 話 番 号		
事業者との関係	1 事業所の社員	
	2 管理会社の社員	
	3 その他( )	
変 更 前	役 職 名	
	ふ り が な	
	氏 名	
選任(変更)年月日		年 月 日
変 更 理 由		1 人事異動のため 2 組織変更のため 3 その他( )

様式第2号(第4条の2関係)

(平16規則4・追加、平25規則5・平26規則29・一部改正)

様式第2号(第4条の2関係)

(表) 年度事業系一般廃棄物減量等計画書

年 月 日

(宛先)

枚方市長

届出者 住 所  
(所在地)  
氏 名  
(名称及び代表者氏名)  
電話番号

事業系一般廃棄物減量等計画書を作成したので、枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する規則第4条の2第3項の規定により、提出します。  
1 実績及び計画 (t/年)

事業所の名称					
事業所の所在地					
年度(4月～3月)処理実績	発生量総量 (A+B)	廃棄物量 (A)	資源物量 (B)	資源化率 % (B)/(A+B)	量の把握方法
紙 類	新聞紙類				
	雑誌類				
	ダンボール類				
	O A 用紙類				
	機密書類 その他の紙類				
厨 芥 類	食品循環資源(※1) ※1( )				
	その他の厨芥類				
	空き缶類				
	空きびん・ガラス類				
	プラスチック類				
木片類					
他その					
合 計					
年度(4月～3月)処理計画	発生量見込量 (A+B)	廃棄物量 (A)	資源物量 (B)	資源化率 % (B)/(A+B)	量の把握方法
紙 類	新聞紙類				
	雑誌類				
	ダンボール類				
	O A 用紙類				
	機密書類 その他の紙類				
厨 芥 類	食品循環資源(※1) ※1( )				
	その他の厨芥類				
	空き缶類				
	空きびん・ガラス類				
	プラスチック類				
木片類					
他その					
合 計					

- 注 1 廃棄物量及び資源物量は、小数点以下2位を四捨五入し、小数点第1位まで記入してください。  
2 資源化率は、小数点以下2位を四捨五入し小数点第1位まで記入してください。  
3 量の把握方法は、該当する次の番号を記入してください。  
(1) 自社で計量 (2) 自社で排出袋数等の容積からの重量換算 (3) 収集業者からの報告  
(4) 契約量比率で推測 (5) 売上から推測 (6) その他(具体的に記入してください。)  
4 (※1)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)第2条第3項に規定されるもの。空欄に具体名を記入してください。  
5 自動販売機から発生し、設置者の責任で処理するものは、計量から除いてください。

様式第3号(第7条、第9条関係)

(平16規則4・旧様式第2号繰下・一部改正、平16規則54・平25規則5・平26規則29・令2規則85・一部改正)

(裏)

2 事業所の概要(□にはレ印を付けてください。)

形 態	□単独 □雑居ビル(テナント数)		延床面積		㎡		従業員数		人	
	来客数	人	生徒数	人	室(ベッド)数	室	床	室	床	室
業 種 区 分	<input type="checkbox"/> 農林漁業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・水道業 <input type="checkbox"/> 運輸・通信業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 飲食料品小売業 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 金融・保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 医療業 <input type="checkbox"/> 教育 <input type="checkbox"/> 公 務 <input type="checkbox"/> その他( )									

3 廃棄物及び資源物の保管場所の設置状況

	規 模	保管場所の設置状況(該当するものすべてに、レ印を付けてください。)				
廃棄物保管場所	㎡	<input type="checkbox"/> 袋	<input type="checkbox"/> 保管容器	<input type="checkbox"/> 選別ヤード	<input type="checkbox"/> 種別表示・仕切り	<input type="checkbox"/> その他( )
資源物保管場所	㎡	<input type="checkbox"/> 袋	<input type="checkbox"/> 保管容器	<input type="checkbox"/> 選別ヤード	<input type="checkbox"/> 種別表示・仕切り	<input type="checkbox"/> その他( )

4 廃棄物及び資源物の収集業者名

種 類	廃 棄 物 収 集 業 者			資 源 物 収 集 業 者		
	業 者 名	業 者 電 話 番 号	搬 入 先	業 者 名	業 者 電 話 番 号	搬 入 先
新聞紙類	—	—	—	—	—	—
雑誌類	—	—	—	—	—	—
ダンボール類	—	—	—	—	—	—
O A 用紙類	—	—	—	—	—	—
機密書類 その他の紙類	—	—	—	—	—	—
食品循環資源(※1) (※1)( )	—	—	—	—	—	—
その他の厨芥類	—	—	—	—	—	—
空き缶類	—	—	—	—	—	—
空きびん・ガラス類	—	—	—	—	—	—
プラスチック類	—	—	—	—	—	—
木片類	—	—	—	—	—	—
( )	—	—	—	—	—	—
( )	—	—	—	—	—	—

5 一般廃棄物管理責任者、建物管理業者及び清掃委託業者

	業 者 名	役 職 名 及 び 氏 名	電 話 番 号
一般廃棄物管理責任者			—
建物管理業者			—
清掃委託業者			—

6 廃棄物の発生抑制及びリサイクルのための取組並びに問題点を具体的に記入してください。

	S(環境マネジメントシステム) ISO14001認証 取得について
--	---

7 廃棄物の発生抑制及びリサイクルの今後の計画並びに目標を具体的に記入してください。

	<input type="checkbox"/> 認証取得済 <input type="checkbox"/> 未 取 得 <input type="checkbox"/> 取得検計中 <input type="checkbox"/> そ の 他
--	--

様式第3号(第7条、第9条関係)

一般廃棄物<sup>収集・運搬</sup>処分業許可申請書(新規・更新)

年 月 日

(宛先)  
枚方市長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律<sup>第7条第1項</sup>  
<sup>第7条第6項</sup>の規定により、一般廃棄物<sup>収集・運搬</sup>処分

業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者	住所又は所在地	
	名称	電話
	代表者氏名	
業務内容	一般廃棄物の種類	
	業種	
	実施区域	

[様式第4号\(第7条関係\)](#)

(平16規則4・旧様式第3号繰下・一部改正、平25規則5・平26規則29・令2規則85・一部改正)

様式第4号(第7条関係)

浄化槽清掃業許可申請書(新規・更新)

年 月 日

(宛先)  
枚方市長

浄化槽法第35条第1項の規定により、浄化槽清掃業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者	住所又は所在地	
	名称	電話
	代表者氏名	
業務内容	一般廃棄物の種類	
	業種	
	実施区域	

[様式第5号\(第8条関係\)](#)

(平16規則4・旧様式第4号繰下、平25規則5・一部改正)

様式第5号(第8条関係)

第 号

許 可 証

住所又は  
所在地  
名 称  
代 表 者

第 条第 項の規定により、 に  
ついて、次のとおり許可します。

事業 範囲	取り扱う一般 廃棄物の種類	
	処理区分の別	
事業区域		
許可期間	年 月 日から 年 月 日まで	
条件		
備考		

年 月 日

枚方市長



[様式第6号\(第10条関係\)](#)

(平16規則4・旧様式第5号繰下・一部改正、平25規則5・平26規則29・令2規則85・一部改正)

様式第6号(第10条関係)

許可申請事項変更許可申請書

(宛先)

枚方市長

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

(法人にあっては、所在地、名称及び代表者氏名)

年 月 日付け 第 号で許可を受けた  
について、次のとおり変更したいので、枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に  
関する規則第10条第1項の規定により申請します。

変 更 事 項	
変 更 前	
変 更 後	
変更予定年月日	
変 更 理 由	

※ 許 可 欄	※ 受 付 欄
この申請を許可します。 年 月 日 枚方市長	

備考 ※印欄は、記入しないでください。

[様式第7号\(第10条関係\)](#)

(平16規則4・旧様式第6号繰下・一部改正、平25規則5・平26規則29・平27規則47・令2規則85・一部改正)

様式第7号(第10条関係)

許可申請事項変更届出書

(宛先)  
枚方市長

年 月 日

届出者 住 所

氏 名

(法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)

年 月 日付け 第 号で許可を受けた  
について、次のとおり変更したので、枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に  
関する規則第10条第3項の規定により届出します。

変 更 事 項	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 年 月 日	
変 更 理 由	

※ 受 理 欄	※ 受 付 欄
この届出を受理しました。 年 月 日 枚方市長 <input type="checkbox"/>	

備考 ※印欄は、記入しないでください。

[様式第8号\(第11条関係\)](#)

(平26規則29・追加、令2規則66・令2規則85・令3規則41・一部改正)

一般廃棄物処理施設設置許可申請書

年 月 日

(宛先)

枚方市長

申請者 住所  
氏名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
着工予定年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
※ 許可年月日	年 月 日
※ 許可番号	
一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	$m^3/日$ ( ) 時間 $t/日$ ( ) 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 火格子面積 $m^2$ 埋立地の面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画	一般廃棄物処理施設の位置
	一般廃棄物処理施設の処理方式
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水 量 処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。
設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
△災害防止のための計画(一般廃棄物の最終処分場である場合) ・一般廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項 ・公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項 ・火災の発生の防止に関する事項 ・その他最終処分場に係る災害の防止に関する事項		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法(ごみ処理施設の場合)	区分	自家処分 委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法(し尿処理施設の場合)	区分	自家処分 委託処分
	処分方法	
△埋立処分の計画(最終処分場の場合)		
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		

申請者			
個人である場合			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所
法人である場合			
名称(ふりがな)	住所		
法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)			
個人である場合			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所
法人である場合			
名称(ふりがな)	住所		
代表者の氏名			
(ふりがな) 役員の氏名	生年月日	役員の氏名	役員の住所
役職名・呼称			
役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所
役職名・呼称			

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合)				
発行済株式総数	株	出資の額	円	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	有する株式の数又は出資の金額割合	本籍	住所
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人				
(ふりがな) 氏名	生年月日	役職名・呼称	本籍	住所
備考				
1 ※欄は記入しないこと。				
2 一般廃棄物処理施設の種類の別は、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。				
3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。				
4 △印の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。 (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図				
5 △印の欄にその記入事項の全てを記入することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付すること。				
6 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当する全ての者を記入することとし、記入しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記入して、その書面を添付すること。				
7 「役員」の欄に記入する役員とは、業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。				



一般廃棄物処理施設変更許可申請書

年 月 日

(宛先)

枚方市長

申請者 住所  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所																					
一般廃棄物処理施設の種別																					
許可年月日	年 月 日																				
許可番号																					
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類																				
	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <td>一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)</td> <td>m<sup>3</sup>/日( )時間 t/日( )時間 m<sup>3</sup>/時間 t/時間</td> <td>m<sup>3</sup>/日( )時間 t/日( )時間 m<sup>3</sup>/時間 t/時間</td> <td>m<sup>2</sup> m<sup>2</sup> m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>火格子面積</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>火格子面積</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>埋立地の面積</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>埋立地の面積</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>埋立容量</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>埋立容量</td> <td>m<sup>3</sup></td> </tr> </table>	変更前		変更後		一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	m <sup>3</sup> /日( )時間 t/日( )時間 m <sup>3</sup> /時間 t/時間	m <sup>3</sup> /日( )時間 t/日( )時間 m <sup>3</sup> /時間 t/時間	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>	火格子面積	m <sup>2</sup>	火格子面積	m <sup>2</sup>	埋立地の面積	m <sup>2</sup>	埋立地の面積	m <sup>2</sup>	埋立容量	m <sup>3</sup>	埋立容量	m <sup>3</sup>
	変更前		変更後																		
	一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	m <sup>3</sup> /日( )時間 t/日( )時間 m <sup>3</sup> /時間 t/時間	m <sup>3</sup> /日( )時間 t/日( )時間 m <sup>3</sup> /時間 t/時間	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>																	
火格子面積	m <sup>2</sup>	火格子面積	m <sup>2</sup>																		
埋立地の面積	m <sup>2</sup>	埋立地の面積	m <sup>2</sup>																		
埋立容量	m <sup>3</sup>	埋立容量	m <sup>3</sup>																		
△一般廃棄物処理施設の構造及び設備に関する計画																					
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画																					
変更の理由																					
変更のための工事の着工予定年月日	年 月 日																				
変更後の使用開始予定年月日	年 月 日																				
※ 許可年月日	年 月 日																				
※ 許可番号																					

申請者			
個人である場合			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所
法人である場合			
名称(ふりがな)		住所	
法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)			
個人である場合			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所
法人である場合			
名称(ふりがな)		住所	
代表者の氏名			
(ふりがな) 役員の氏名	生年月日 役職名・呼称	役員の本籍	役員の住所
役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍	住所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合)			
発行済株式総数	株	出資の額	円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	有する株式の数又は出資の金額 割合	本籍 住所
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所
	役職名・呼称		
備考			
1 ※欄は記入しないこと。			
2 一般廃棄物処理施設の種別については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。			
3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。			
4 △印の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。			
(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図			
(2) 排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図			
(3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値			
(4) 排ガスの性状に変更がある場合は、ばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値			
(5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値			
5 △印の欄にその記入事項の全てを記入することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付すること。			
6 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。			
7 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当する全ての者を記入することとし、記入しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記入して、その書面を添付すること。			
8 「役員」の欄に記入する役員とは、業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。			

様式第10号(第12条関係)  
第 号

許可証

住所  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第8条・第9条)第1項の規定により、  
について次のとおり許可します。

一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
一般廃棄物処理施設において処理する 一般廃棄物の種類	
一般廃棄物処理施設の処理能力	
許可の条件	
備 考	

年 月 日

枚方市長 印

[様式第11号\(第13条関係\)](#)  
(平26規則29・追加、令2規則85・一部改正)

様式第11号(第13条関係)

一般廃棄物処理施設使用前検査申請書

年 月 日

(宛先)  
枚方市長

申請者 住所  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第8条の2第5項・第9条第2項において準用する第8条  
の2第5項)の規定により、一般廃棄物処理施設の使用事前検査を受けたいので、次のとおり申請し  
ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
一般廃棄物処理施設の設置場所	
竣 功 年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日

[様式第12号\(第13条関係\)](#)  
(平26規則29・追加、令2規則85・一部改正)

様式第12号(第13条関係)

一般廃棄物処理施設定期検査申請書

年 月 日

(宛先)  
枚方市長

申請者 住所  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第8条の2の2第1項・第9条の2の3第1項において設置者とみなして適用する第8条の2の2第1項)の規定により、一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので、次のとおり申請します。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	

[様式第13号\(第14条関係\)](#)

(平26規則29・追加、令2規則85・一部改正)

様式第13号(第14条関係)

特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書( 年度)

年 月 日

(宛先)  
枚方市長

報告者 住所  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話

年度の特定一般廃棄物最終処分場の状況等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の17の規定により、次のとおり報告します。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
特定一般廃棄物最終処分場の設置場所	
埋立処分開始年月日	年 月 日
埋立終了予定年月日	年 月 日
特定一般廃棄物最終処分場の放流水の水質及び当該測定に係る放流水を採取した年月日	
埋立処分を開始してから前年度の3月31日までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
当該年度の4月から9月までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
埋立処分の終了後に行う維持管理の内容	
上記の維持管理に必要な費用の額及びその算定の基礎の概要	
備考 放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第14号ハ及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第1条第3号ロの規定により測定したものを記入すること。	

[様式第14号\(第15条関係\)](#)

(平26規則29・追加、令2規則85・令3規則41・一部改正)

様式第14号(第15条関係)

一般廃棄物処理施設の軽微な変更等届出書

年 月 日

(宛先)

枚方市長

届出者 住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話

一般廃棄物処理施設に係る軽微な変更等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第9条第3項・第9条の3第11項において準用する第9条第3項・第9条の3の3第3項において読み替えて準用する第9条第3項)の規定により、次のとおり届け出ます。

一般廃棄物処理施設の名称				
一般廃棄物最終処分場の設置場所				
一般廃棄物最終処分場の種類				
許可年月日及び許可番号(届出年月日)		年 月 日 第 号		
変更の内容	△廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の2(同令第5条の7において読み替えて準用する第5条の2又は第5条の10の9において読み替えて準用する第5条の7において読み替えて準用する第5条の2)に規定する軽微な変更の内容	(変更前)	(変更後)	
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更	(変更前)	(変更後)	
	△廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の4(同令第5条の9又は第5条の10の1)において準用する第5条の4)に掲げる事項(同令第5条の9において準用する場合にあつては同令第5条の4第6号に掲げる事項を、同令第5条の10の1において準用する場合にあつては同令第5条の4第3号に掲げる事項を除く。)の変更	(変更前)	(変更後)	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の4第6号に掲げる事項			
	区分	(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
	変更前			
	変更後			
	変更前			
	変更後			
	変更前			
変更後				
廃止若しくは休止又は再開の理由		(廃止・休止・再開)		
廃止若しくは休止又は再開の年月日		年 月 日		
備考 1 △印の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用すること。 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の4第6号に掲げる事項の欄については、該当する全ての者を記入することとし、記入しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記入して、その書面を添付すること。 3 変更がある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。				

様式第15号(第16条関係)

(平26規則29・追加、平29規則74・令2規則85・一部改正)

様式第15号(第16条関係)

(表)

一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書

年 月 日

(宛先)

枚方市長

届出者 住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話

一般廃棄物最終処分場の埋立処分を終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第9条第4項・第9条の3第11項において準用する第9条第4項)の規定により、次のとおり届け出ます。

施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先	住所 氏名 電話番号
一般廃棄物最終処分場の設置場所	
許可年月日及び許可番号(届出年月日)	年 月 日 第 号
埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ	面積 m <sup>2</sup> 埋立の深さ m 覆土の厚さ m

(裏)

埋立処分の方法			
埋立処分開始年月日	年 月 日		
埋立処分終了年月日	年 月 日		
埋め立てた廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)、数量及び性状	種類	数量(m <sup>3</sup> )	性状

様式第16号(第17条関係)

(平26規則29・追加、平29規則74・令2規則85・一部改正)

様式第16号(第17条関係)

(表)  
一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書

年 月 日

(宛先)  
枚方市長

申請者 住所  
氏名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第9条第5項・第9条の3第11項において準用する第9条第5項・第9条の2の3第2項)の規定により、一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたので、次のとおり申請します。

一般廃棄物最終処分場の設置場所		
許可年月日及び許可番号 (届出年月日)	年 月 日	第 号
埋め立てた一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は基準適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量	種類	数量 (m)
埋立地の面積及び埋立ての深さ	面積 埋立の深さ	m <sup>2</sup> m
埋立処分の方法		
埋立処分開始年月日	年 月 日	
埋立処分終了年月日	年 月 日	

(裏)

悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
埋め立てた水銀処理物の数量	
覆いの厚さ、材料及び強度	
基準適合水銀処理物の埋立処分の用に供する一般廃棄物の最終処分についての措置の内容	
備考 1 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(以下「基準省令」という。)第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。 2 保有水等とは、基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいう。 3 覆いとは、基準省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいう。 4 覆いの厚さ、材料及び強度とは、基準省令第1条の2第2項第4号の規定による覆いの厚さ、材料及び強度をいう。 5 基準適合水銀処理物の埋立処分の用に供する一般廃棄物の最終処分についての措置の内容とは、基準省令第1条の2第3項第3号の規定により講じた措置の内容をいう。 6 基準適合水銀処理物の埋立処分の用に供するものを除く一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認を受けようとする場合は、埋め立てた水銀処理物の数量欄、覆いの厚さ、材料及び強度の欄及び基準適合水銀処理物の埋立処分の用に供する一般廃棄物の最終処分についての措置の内容欄は記入しない。 7 基準適合水銀処理物の埋立処分の用に供する一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認を受けようとする場合は、埋め立てた一般廃棄物の種類及び数量欄、埋立地の保有水等の水質の状況欄、埋立地からのガスの発生の状況欄、埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況欄及び埋立地の覆いの概要欄は記入しない。	

様式第17号(第18条関係)

(令2規則66・全改、令2規則85・一部改正)

様式第17号(第18条関係)

欠格要件該当届出書

年 月 日

(宛先)  
枚方市長

届出者 住所  
氏名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条(第6項・第7項)の規定により、次のとおり届け出ます。

※1 一般廃棄物最終処分場の設置場所	
※1 一般廃棄物処理施設の種類の種類	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※2 該当するに至った欠格要件	
※2 欠格要件に該当するに至った具体的事由	
※2 欠格要件に該当するに至った年月日	年 月 日
備考 1 ※1欄については、届出者が施設設置者である場合のみ記入すること。 2 ※2欄については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第7項の規定により届け出る場合、記入不要。 3 「一般廃棄物処理施設の種類の種類」欄には、この届出に係る許可に係る許可証に記載された施設の種類の種類を記入すること。 4 「該当するに至った欠格要件」欄には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号ロからトまで又はリからルまでのうち該当するに至ったものを記入すること。 5 「欠格要件に該当するに至った具体的事由」欄に記載事項の全てを記入することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。	

様式第18号(第19条関係)

(平26規則29・追加、令2規則85・一部改正)

一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定申請書

年 月 日

(宛先)

枚方市長

申請者 住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4(第1項・第2項)の規定により、(認定・認定の更新)を受けたいので、次のとおり申請します。

熱回収施設の設置場所	
※ 認定年月日	年 月 日
※ 認定番号	第 号
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画 △設備の維持管理に関する計画
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類
	熱回収の方法
	熱回収率
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号

備考  
 1 ※欄は、記入しないこと。  
 2 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。  
 3 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン/時間)、発電機の出力(キロワット)、熱交換器の能力(キロジュール/時間)(複数ある場合はそれぞれの能力)を記入すること。  
 4 △印の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用することとし、次の図面等を含むこと。  
 (1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。  
 (2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画も記入すること。  
 5 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。  
 6 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算出した熱回収率を記入すること。

様式第19号(第19条関係)

(平26規則29・追加)

様式第19号(第19条関係)

第 号

一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定証

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者として、次のとおり認定します。

認定年月日	
認定の有効年月日	
熱回収施設の設置場所	
熱回収の方法	
熱回収に必要な設備	
熱回収率	%
留意事項	1 毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を提出すること。 2 熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を休廃止し、若しくは休止した当該施設を再開したとき、又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく届け出ること。

年 月 日

枚方市長



様式第20号(第19条関係)

(平26規則29・追加、令2規則85・一部改正)

様式第20号(第19条関係)

一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設休廃止等届出書

年 月 日

(宛先)  
枚方市長

届出者 住所  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話

熱回収施設の休廃止等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により、次のとおり届け出ます。

熱回収施設の設置場所	
認定年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
熱回収を行わなくなったとき	理 由
	年月日 年 月 日
廃止、休止又は再開をしたとき	理 由 (廃止・休止・再開)
	年月日 年 月 日
熱回収に必要な設備を変更したとき	内 容
	理 由
	年月日 年 月 日

[様式第21号\(第19条関係\)](#)

(平26規則29・追加、令2規則85・一部改正)

様式第21号(第19条関係)

一般廃棄物処理施設に係る熱回収報告書

年 月 日

(宛先)  
枚方市長

報告者 住所  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11第1項の規定により、次のとおり報告します。

熱回収施設の設置場所	
認定年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
熱回収率	年4月1日から 年3月31日まで %
備考 熱回収率は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記入すること。	

[様式第22号\(第20条関係\)](#)

(平26規則29・追加、令2規則85・令3規則41・一部改正)

(表)  
一般廃棄物処理施設設置届出書

年 月 日

(宛先)  
枚方市長

届出者 住所  
名称及び代表者の氏名  
電話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置について、次のとおり届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類の種類	
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
着工予定年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
※届出年月日	年 月 日
一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	$m^3/日$ ( )時間 $t/日$ ( )時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 火格子面積 $m^2$ 埋立地の面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画	一般廃棄物処理施設の位置
	一般廃棄物処理施設の処理方式
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
△災害防止のための計画(一般廃棄物の最終処分場である場合) ・一般廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項 ・公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項 ・火災の発生の防止に関する事項 ・その他最終処分場に係る災害の防止に関する事項		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法(ごみ処理施設の場合)	区分	自家処分 委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法(し尿処理施設の場合)	区分	自家処分 委託処分
	処分方法	
△埋立処分の計画(最終処分場の場合)		
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 一般廃棄物処理施設の種類の別については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。 4 △印の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。 (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図 5 △印の欄にその記載事項の全てを記入することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付すること。		

(表)  
非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置届出書

年 月 日

(宛先)  
枚方市長

届出者 住所  
氏名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の3第1項の規定により、非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設の設置について、次のとおり届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類の種類	
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
着工予定年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
一般廃棄物処理施設の処理能力	$m^3/日$ ( )時間 $t/日$ ( )時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 火格子面積 $m^2$
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画	一般廃棄物処理施設の位置
	一般廃棄物処理施設の処理方式
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法	区分	自家処分 委託処分
	処分方法	
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		
備考 1 一般廃棄物処理施設の種類の別については、焼却施設、破砕施設等の別を記入すること。 2 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。 3 △印の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。 (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図 4 △印の欄にその記載事項の全てを記入することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付すること。		



年 月 日

(宛先)

枚方市長

届出者 住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第9条の3第8項・第9条の3の3第3項において読み替えて準用する同法第9条の3第8項)の規定により、一般廃棄物処理施設の変更について、次のとおり届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
届出年月日		年 月 日	
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	変更前	変更後
		$\text{m}^3/\text{日}(\quad)\text{時間}$ $\text{t}/\text{日}(\quad)\text{時間}$ $\text{m}^3/\text{時間}$	$\text{m}^3/\text{日}(\quad)\text{時間}$ $\text{t}/\text{日}(\quad)\text{時間}$ $\text{m}^3/\text{時間}$
	火格子面積	$\text{m}^2$	火格子面積 $\text{m}^2$
	埋立地の面積	$\text{m}^2$	埋立地の面積 $\text{m}^2$
埋立容量	$\text{m}^3$	埋立容量 $\text{m}^3$	
△一般廃棄物処理施設の構造及び設備に関する計画			
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変更の理由			
変更のための工事の着工予定年月日		年 月 日	
変更後の使用開始予定年月日		年 月 日	
備考			
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。</li> <li>2 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。</li> <li>3 △印の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図</li> <li>(2) 排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図</li> <li>(3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値</li> <li>(4) 排ガスの性状に変更がある場合は、ばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値</li> <li>(5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値</li> </ol> </li> <li>4 △印の欄にその記入事項の全てを記入することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付すること。</li> <li>5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。</li> </ol>			

一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書

年 月 日

(宛先)  
枚方市長

申請者 住所  
氏名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の(譲受け・借受け)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

譲受け又は借受けの相手方の住所及び氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類の	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※譲受け又は借受けの許可年月日	年 月 日
※譲受け又は借受けの許可番号	第 号

申請者		
個人である場合		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
法人である場合		
名称(ふりがな)		住所
法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号に規定する未成年者である場合)		
個人である場合		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
法人である場合		
名称(ふりがな)		住所
代表者の氏名		
(ふりがな) 役員の氏名	生年月日 役職名・呼称	役員の本籍 役員の住所
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合)			
発行済株式総数	株	出資の額	円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	有する株式の数 又は出資の金額 割合	本籍 住所
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所
	役職名・呼称		
備考			
1 ※欄は記入しないこと。			
2 一般廃棄物処理施設の種類のについては、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。			
3 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当する全ての者を記入することとし、記入しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記入して、その書面を添付すること。			
4 「役員」の欄に記入する役員とは、業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。			



様式第26号(第23条関係)

(表)  
一般廃棄物処理施設相続届出書

年 月 日

(宛先)  
枚方市長

届出者 住所  
氏名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話

一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の7第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

被相続人との続柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏名 住所
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
相続の開始の日	

(裏)

相続人		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)		
個人である場合		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
法人である場合		
(ふりがな) 名称		住所
代表者の氏名		
(ふりがな) 役員の氏名	生年月日 役職名・呼称	役員の本籍 役員の住所
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
備考		
1 空欄は記入しないこと。		
2 一般廃棄物処理施設の種類の別については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。		
3 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当する全ての者を記入することとし、記入しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記入して、その書面を添付すること。		
4 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。		

様式第27号(第24条関係)

(平26規則29・追加、平29規則74・令2規則85・一部改正)

様式第27号(第24条関係)

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の  
設置についての特例に係る届出書

年 月 日

(宛先)  
枚方市長

届出者 住所  
氏名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定により、一般廃棄物処理施設を設置したいので、次のとおり届け出ます。

産業 廃棄物 処理 施設	設置の場所	
	△産業廃棄物処理施設の種類の	
	△処理能力(産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分用に供される場所(既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)の面積及び残余の埋立容量)	t/日( )時間 t/時間 火格子面積 m <sup>2</sup> 埋立地の残余面積 m <sup>2</sup> 埋立残余容量 m <sup>3</sup>
	許可年月日	
	許可番号	

△処理する産業廃棄物の種類(石綿含有産業廃棄物の溶融施設である場合にあっては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨)	
△許可条件	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み	

備考	
1 「産業廃棄物処理施設の種類の」欄については、廃プラスチック類の破砕施設、廃プラスチック類の焼却施設、木くずの破砕施設、がれき類の破砕施設、石綿含有産業廃棄物の溶融施設、紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物若しくは動物の死体の焼却施設、遮断型産業廃棄物最終処分場又は管理型産業廃棄物最終処分場の別を記入すること。	
2 「産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み」の欄については、廃プラスチック類、木くず、コンクリートの破片その他これに類する不要物、石綿含有一般廃棄物、基準不適合水銀処理物、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16各号に定める一般廃棄物の種類を記入すること。	
3 次の書類を添付すること。	
(1) 産業廃棄物処理施設許可証の写し	
(2) 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあっては、次に掲げるいずれかの書類	
イ 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定に基づく許可を受けたことを示す書類	
ロ 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみを処分を業として行う者であることを示す書類	
ハ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の3第1号、第2号、第4号又は第6号に該当する者であることを示す書類	
ニ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の9の認定証の写し	
4 △印の欄にその記入事項の全てを記入することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付すること。	

様式第28号(第24条関係)

(平26規則29・追加、令2規則85・一部改正)

様式第28号(第24条関係)

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての  
特例に係る変更等届出書

年 月 日

(宛先)  
秋方市長

届出者 住所  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話

(産業廃棄物処理施設の種類の変更・処理する産業廃棄物の種類の変更・一般廃棄物の処理の事業の廃止)をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出年月日及び受理番号	年 月 日 第 号
産業廃棄物処理施設の設置場所	
届出の内容	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理施設の種類の変更 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類の変更 <input type="checkbox"/> 一般廃棄物の処理の事業の廃止
変更の内容	変更前
	変更後
変更又は廃止の年月日	
変更又は廃止の理由	

[様式第29号\(第28条関係\)](#)  
(平26規則29・追加)

様式第29号(第28条関係)

施設の(設置及び維持管理・維持管理)に要する資金及びその調達方法

設置及び維持管理 施設の 維持管理	に要する資金額	円
調達の 方法	自己資金	円
	金融機関等からの借入金	円
	その他	円

(注) 上記を証する書類の提出を求めることがある。

[資金額の内訳]

(1) 事業用不動産

土地、建物の別	面	積	取得方法 (買収、賃借の別)	取得に要する 資金額	取得又は 完成予定日
		m <sup>2</sup>		円	
計				円	

(2) 設備、機械、器具等

名称	形式、能力等	数量	単価	金額	設置又は 完成予定日
			円	円	
計				円	

(3) 維持管理費

使 途	金 額
計	円

備考 (1)及び(2)については、一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請の場合のみ記入すること。

[様式第30号\(第28条関係\)](#)  
(平26規則29・追加)

## 資産に関する調書

年 月 日現在

資産の種類別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
現金預金			
有価証券			
未取金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
車両(船舶)			
備品			
その他			
資産計			

負債の種類別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負債計			

[様式第31号\(第28条関係\)](#)

(平26規則29・追加、令2規則66・令3規則20・一部改正)

## 様式第31号(第28条関係)

## 誓約書

申請者(申請を行う者のほか、役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)、申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にはその法定代理人及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人を含む。)は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

(宛先)

枚方市長

年 月 日

申請者 住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

[様式第32号\(第31条関係\)](#)

(平16規則4・旧様式第7号繰下、平25規則5・一部改正、平26規則29・旧様式第8号繰下・一部改正)

(表)

写 真	身 分 証 明 書	第 号
	所 属 職氏名	年 月 日生
この者は、枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例第26条第1項の規定による立入検査を行う職員である。		
年 月 日 枚方市長		印

(裏)

枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例(抜粋)  
(立入検査)

第26条 市長は、法第19条第1項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者その他必要があると認める者の事務所、事業場等のある土地若しくは建物に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を証明する書類を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立ち入りの権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考 寸法は、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。